

# 交運労協 FAX ニュース

No. 14

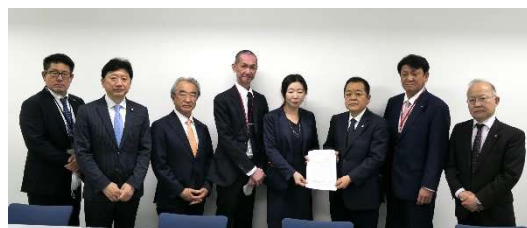
港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階  
TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行日 2023年3月20日  
発行人 慶島 譲治  
交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

## 国交省に「港湾労働者不足アクションプラン」について要請！

3月16日、交運労協は、国土交通省港湾局が昨年7月に策定した「港湾労働者不足アクションプラン」に関する要請書を同省港湾局に提出した。

冒頭、住野議長は、港湾局の奈良港湾経済課長に要請書を手交した上で、「持続可能な港湾事業を実現することは、お互いの共通認識であると思う。このことを踏まえ、昨今の港湾労働者不足への対策として、本プランが策定されたと考え



が、この中にある事業者間の協業の促進とする『お手伝い特例』に関しては、港湾運送事業法や現場の現状を鑑みると、様々な課題があることから、指摘させて頂くので、対応願いたい」と要請の趣旨を説明した。



続いて、同席頂いた政策推進議員懇談会の近藤昭一会長（衆議院議員）は、「本プランも多くの検討を重ねて策定されたものと捉えているが、現場においては、まだまだ不安が大きく、課題があると言わざるを得ない。我々、議員懇は日頃より、現場で働く組合員と連携して、実のある政策を作っていきたいと考えていることから、ぜひとも対応願いたい」と述べた。

次に、森屋隆事務局長（参議院議員）より、「陸海空の輸送モードを担う交通運輸産業は、2000年代に推し進められてきた規制緩和政策から、20年が経ち、今、色々なところに歪みが出てきており、そのことにより、産業に人が集まらない状況が発生している。本日の要請は、このことも加味して対応願いたい」と訴えた。



さらに、全港湾の鈴木中央執行委員長と松永書記長より、「昨今の全国港湾での中央団交でも見られるとおり、事業者団体は料金問題も含めて、船会社やユーザーへの価格転嫁について、未だに検討中という状況にある中、昨今の労働者不足への対策として、本プラン



を策定頂いたことには感謝している。しかしながら、『お手伝い特例』だけは、長年に亘って培われてきた『港湾運送事業法』の根幹を揺るがしかねないものとして指摘せざるを得ない。港湾運送事業を行う93港を指定しているのであれば、他港から作業応援を行うのではなく、繁閑は作らず、万遍なく事業を展開できるような施策を打ち出して頂きたい。本特例が施行

されると、手伝いが可能な大手事業者にのみ作業が集中することで、中小零細事業者の経営状況はますます厳しくなる。また、本特例は雇用安定措置の観点から、労働者派遣法にも抵触すると考える。しかし、すでに発出後であることから、削除や見直すことが困難であれば、要件を設定して頂きたい。例えば、導入する際は港運協会への申請事項とし、応援する側と受ける側の事業者は、それぞれ労使確認を前提とした事前協議制とするなど、遠隔操作RTG導入での取り扱いと同様に、チェック機能を発揮すべきである」と要請の詳細説明を含めて対応を求めた。



これに対し、奈良港湾経済課長は、日頃より交運労協には、港湾政策と地域公共交通行政に一方ならぬご協力を賜り、感謝申し上げますと挨拶した後、「まず、お手伝い特例を導入する背景として、地方港の中小事業者をはじめ、労働力不足が非常に深刻な状況にあることから、何とか事業者間で協業が行いやすくなる制度を検討してほしいとの要望を受け、検討しているものである。そのことに対し、労働組合から具体的な事例を挙げて懸念されていることについて、一方的に大手事業者が進出しないように、手伝いを受ける事業者との合意を証する書類を確認した上で取り扱うこととしている。また、進出した大手事業者が居着くことを避けるために、最長でも1年間の許可とし、事業実態を踏まえ、その後の検討を図ることとする制度設計を行っている。また、同じ港の事業者間で下請けが可能ななど、既存の関係で協業を行なえることが一番望ましいが、同港内での協業が不可能な場合に限り、隣接港での協業を認めることとしている。そして、あくまでも本特例の許可を受けた範囲内での協業であることから、許可なしに勝手に進出することや、居着くことなど、また、当該とは全く別の荷主や船会社から貨物を獲っていくことは、許可に含まれていない。したがって、このような事業者が発生した際は、新規許可申請を求め、行政は厳しく審査することとする。以上のとおり、皆様の声を受け止めた制度としていきたい」と回答した。



この回答を受け、鈴木委員長は、「届出料金が適正に収受されていれば、労働者不足とはならない。本特例を求めている地方港は想像できるが、届出料金が収受できていないから、支払いができない。したがって、労働者に賃金が十分に支給できない。このことは、今まさに取り組んでいる春闘の要求事項である。このことから、本特例は一旦見合わせて、業界として十分に検討した上で、再度、発出すべきである」と指摘した。

最後に、奈良課長より「同特例の申請時において、事前の『労使確認』を盛り込むことを検討してきたものの、法令上の仕組みとして、遠隔操作RTGとは異なり、取り扱いが難しいことから、何かそれに代わる対応を検討したい。また、新たに要請頂いた『チェック機能』については、省内で検討したい。皆様にご懸念されるようなことが発生しないように、しっかりと受け止めて対応してまいりたい」との見解が述べられ、要請を終えた。

以上

【参照】要請書(交運労協外発9号：2023年3月16日付)